

令和7年度ドローン飛行モデル検証業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

人手不足が深刻化する中、インフラの管理や物流の効率化、さらには災害時の物資輸送などで、無人航空機(以下「ドローン」という。)等のデジタル技術の活用が期待されており、国においては、飛行規制の緩和をはじめ、ドローンの航路の構築などの社会実装に向けた取組が進められている。

本県においては、昨年度、災害対応や産業振興でドローンの活用を推進するため、市町村の協力の下、レベル3.5飛行による長距離・目視外の実証飛行を実施し、飛行に関する知識の獲得や社会受容性の確認等を行った。

令和7年度は、前年度に引き続き、ドローンの可能性を確認するための実証飛行を実施し、災害時の孤立や買物困難者の増加等が懸念される地域等を目的地に、鉄道線路、自動車専用道路等の重要インフラ施設の上空を通過する飛行を行うことで、最適な飛行ルートの考え方をはじめとしたドローン飛行に関する知見の収集、並びに社会受容性の向上を図るものとする。

実証飛行の結果は、県内の事業者や市町村等と共有することにより、県内における産業需要の創出や、社会課題解決の手法としての活用の可能性の広がり等につなげていく。

2 業務概要

業務の実施にあたっては、ドローンを活用して1の目的の達成に必要な専門知識、経験を有する民間事業者等に業務を委託することとし、最も効果的に業務を実施できる者の選定をプロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により行うものとする。

(1) 業務名

令和7年度ドローン飛行モデル検証業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務の仕様

別添1「令和7年度ドローン飛行モデル検証業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日(金)まで

(4) 予算額

金5,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 プロポーザルの募集方法

本プロポーザルは公募により行うこととし、本実施要領及び仕様書は、本件調達の公告日から令和7年8月29日(金)までの間、インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>)に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から令和7年8月29日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

16の場所

4 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本件調達の公告日から令和7年7月18日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問書(様式第1号)に記入の上、16の場所に、電子メール又はファクシミリで提出すること。

※電子メール又はファクシミリを送信する際には、件名に「ドローン飛行モデル検証業務」と記載すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年7月23日(水)午後5時15分までに、インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>)上にて掲載する。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明を行うものとする。

なお、参加資格の確認結果は、令和7年8月22日(金)までに参加表明を行った者に通知する。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第2号)
- イ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第3号)
- ウ 事業者概要及び事業実績(様式第4号)

(2) 提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年7月25日(金)午後5時15分まで
- イ 提出場所 16の場所
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ

なお、持参による場合は、提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。

また、郵送、電子メール又はファクシミリによる場合は、提出期限までに必着とし、あわせて当該期限までに電話連絡も行うこと。

※本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な提出書類を(2)アの期限までに提出した者に限る。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加することできる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所等を有し、鳥取県と日常的に意思疎通を図ることができる体制を構築できる者であること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等)に基づく、競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、以下のいずれかの営業種目に登録されている者であること。
 - ア 「電気通信機器類」の「電気通信機器」
 - イ 「運送・旅客業」の「貨物運送」
 - ウ 「各種調査委託」の「その他」
 - エ 「イベント・公告・企画」の「写真・製図」

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は(3)アからエまでの営業種目に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和7年7月18日(金)正午までに、原則として、とっとり電子サービスにより17の場所に提出すること。なお、提出後は、すぐに本プロポーザルに参加するための登録申請であることを17の場所に連絡すること。

- (4) 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法

(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 鳥取県との連携体制及び個人情報保護の体制を構築することができる者であること。

(8) 本業務において検証するドローンの飛行ルートとなる地元自治体との連携を図ることができる者であること。

7 企画提案書の提出

(1) 提出資料

ア 令和7年度ドローン飛行モデル検証業務に係る企画提案書(様式第5号)

イ 仕様書に基づく具体的な提案内容 ※冊子等により提出すること

(必須項目)

(ア) 企画の概要(提案のコンセプト、産業振興や社会課題の解決手法としての有効性、提案の独自性・先進性等)

(イ) 飛行計画案

・飛行方法(飛行レベルを含む。)

・飛行ルート数

・飛行条件(天候条件、飛行環境条件、機体条件、操縦者条件等)

(ウ) 飛行ルート案(目的地点、離陸地点、経由地点、飛行経路等。なお、上空を通過する想定は、鉄道線路、自動車専用道路の箇所は記載すること。)

(エ) 安全の確保、飛行許可手続き、並びに飛行地域の市町村及び地域住民への理解と協力の確保の内容(鉄道線路、自動車専用道路等の上空を通過する際の安全管理措置を含む。)

(オ) 加入する第三者賠償責任保険の内容

(カ) 実証結果を踏まえて検証される飛行ルートの構築条件

ウ 業務準備・実施スケジュール(ルートの設計、現地調査、関係者調整、実証飛行及び検証作業等の時期・内容)

エ 実施体制(操縦者の無人航空機操縦者技能資格の内容、本業務遂行のための連携事業者の概要及び本事業での役割分担等)

オ ドローンの飛行実績

カ 令和7年度ドローン飛行モデル検証業務共同実施同意書(様式第6号)

※本業務を他の事業者と連携して実施する場合は、連携する事業者から同意書を取得すること。

キ 飛行ルートの地域住民への周知及び説明会等の際に連携する地方自治体(市町村)の窓口(担当部署の名称、担当者の職氏名並びに連絡先が分かるもの等(任意様式))

ク 見積書を2の(4)に示す予算額の範囲内で作成し、積算内訳を明記すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。

ケ 個人情報の管理に係る申告書(様式第7号)

(2) 提出受付期間、提出場所及び方法等

ア 受付期間 本件調達の公告日から令和7年8月 29 日(金)まで

イ 受付時間 午前8時 30 分から午後5時 15 分まで

ウ 提出場所 16の場所

エ 提出部数 正本1部、副本3部 計4部

オ 提出方法 持参又は郵送(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない)

持参による場合は、受付期間の最終日までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時 30 分から午後5時 15 分までに提出すること。

郵送による場合は、受付期間の最終日の午後5時15分までに必着とし、あわせて当該期限までに電話連絡も行うこと。

(3) 提出に係る留意事項

ア 飛行ルートの提案にあたっては、地図を用いて作成し、経路が明確にイメージできるようにすること。

イ 提案書の用紙サイズは、A4版(必要に応じてA3版の折り込みも可とする。)とする。

ウ 企画提案書の提出後、内容を補足する追加資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

- エ 提出された書類が、本実施要領及び仕様書に示された条件に適合しないと認められるときは、企画提案書の提出を無効とする場合がある。

8 企画提案のプレゼンテーションの実施

企画提案の審査にあたっては、提案者は審査委員に対してプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時

令和7年9月10日(水)(予定)

(2) 場所

鳥取県庁第二庁舎内の会議室(鳥取市東町一丁目 271)

(3) その他

ア 開催の日時、集合場所及び集合時間は、別途、参加表明者に通知する。

なお、プレゼンテーションの実施方法は、変更となる場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

イ プレゼンテーションの持ち時間は、1社あたり 30 分以内(厳守)で設定し、審査委員からの質問時間は別に設ける予定である。

ウ プレゼンテーションは、企画提案書のほか、提案内容を円滑かつ適確に審査員に伝えるため、パワーポイント等を使用した資料により説明することができるものとする。

9 審査会の設置

(1) 審査会の名称 令和7年度ドローン飛行モデル検証業務委託プロポーザル審査会

(2) 審査委員の人数 3名以内

(3) 審査の進め方 提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえて、10による審査を行う。

10 審査方法等

別添2「業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

11 審査結果の通知、公表

審査の結果は、文書により提案者全員に通知し、その概要はインターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>)に公表するものとする。

12 契約の締結

(1) 10により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、10により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由として、鳥取県との契約を解除するときは、受注者は、違約金として本業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を、鳥取県に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

13 契約保証金

受注者は、契約保証金として本業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 113 条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 全体スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、(1)、(2)、(4)及び(5)以外は状況に応じて前後する場合もある。

- | | | |
|-----|-------------------------------|---------------------------------|
| (1) | 「競争入札参加資格者名簿」への登録に関する申請書類提出期限 | 令和7年7月 18 日(金)正午 (6(3)に該当がある場合) |
| (2) | 質問提出期限 | 7月 18 日(金)午後5時 15 分 |
| (3) | 質問に対する回答 | 7月 23 日(水)午後5時 15 分 |
| (4) | 参加表明書提出期限 | 7月 25 日(金)午後5時 15 分 |
| (5) | 参加資格確認結果通知 | 8月 22 日(金) |
| (6) | 企画提案書提出期限 | 8月 29 日(金)午後5時 15 分 |
| (7) | プレゼンテーション | 9月 10 日(水) |
| (8) | 審査結果の通知 | 9月中旬 |
| (9) | 契約締結 | 9月中旬～ |

15 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 6の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
 - ウ 5の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後5時15分を過ぎて企画提案書が提出された場合。
 - エ 審査の公平性を害する行為があった場合。
 - オ 2の(4)に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。
- (2) 参加費用等
本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出後、企画提案書の加筆修正は認めない。
 - イ 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに 16の場所に連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、原則として本業務の受注者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第2号)の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。
- (6) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託業者を選定するために実施するものである。したがって、契約締結後の業務においては、必ずしも10により最優秀提案者として選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (7) 10により最優秀提案者として選定された者との契約の締結に当たり、契約書を作成するものとする。また、10により最優秀提案者として選定された者は、本業務を行う最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、鳥取県との契約関係を生じるものではない。
- (8) 公正性・中立性を確保するため、審査委員等に事前に働きかけ等を行なった者については失格とする。

(9) 著作権の取扱い

- ア 10により最優秀提案者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。
- イ 10により最優秀提案者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(10) その他

- ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
- イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

16 問合せ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎7階
鳥取県商工労働部商工政策課
電 話 0857-26-7538
ファクシミリ 0857-26-8117
電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

17 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電 話 0857-26-7431